

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会会議録

平成21年10月9日(金)

午後1時30分から午後3時30分まで

自治会館2階204会議室

配布資料

次第及び宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会委員名簿、同事務局名簿 当日配布

資料1：平成21年度宮城県イノシシ保護管理事業実施計画 事前配布

資料2：平成20年度狩猟捕獲メッシュ図 当日配布

資料3：狩猟期間延長に係る狩猟捕獲実績表、捕獲方法別狩猟捕獲実績表及び特例休猟区に係る狩猟捕獲実績表(イノシシ) 当日配布

1 開 会

始めに、事務局が開会を宣言し、新たに委員となった9名を紹介後、小幡自然保護課長からあいさつを申し上げた。

2 あいさつ(小幡自然保護課長)

本日はお忙しい中、御出席いただき、また、委員に就任いただき感謝申し上げます。改めて委員の紹介を行ったが、今回、県の関係機関から2名追加している。1人は農業振興課の寺田課長で、農業改良普及センターを所管している。これから、現場における普及等で大きくかかわってもらうことになる。もう1人は、林業技術総合センターの企画管理部長で、同センターは県の試験研究機関で、情報収集や調査研究を担当しており、特定計画のより良い実行のために参加を依頼した。イノシシの計画については、昨年10月に特定鳥獣保護管理計画を策定し11月の狩猟期から事業を実施しており、1つの狩猟期が終了している状況である。本日は平成21年度の実施計画について意見を頂戴するが、平成20年度の狩猟期が終了しその事業の実施結果についても効果検証や課題について意見を頂き、より良い事業の実施に反映していきたい。設定された時間は短時間だが、御検討をよろしくお願いしたい。

続いて、配付資料の確認を行った後、定足数の報告が行われ、委員9人中9人全員が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第5条第6項の規定で準用する第4条第2項の規定により本部会が有効に成立していることの報告が行われた。また、部会については原則公開であり本部会についても特段の支障がないことから公開で行うことを説明した。

3 報 告

部会長及び副部会長の指名について

事務局より、9月2日に開催された宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会において、条例第5条第5項の規定に基づき委員長から、部会長には玉手英利委員が、副部会長には石田光晴委員が指名されたことを報告した。

【玉手部会長あいさつ】

特定鳥獣保護管理計画については、様々な鳥獣で計画、目標が設定され、事後に効果が検証されることになっている。クマ、サルは個体群の維持と被害対策という相反することをどのように調整していくのかが問われるが、宮城県内のイノシシについては農業被害を考えた対策となる。イノシシに関する計画の立案、対策の評価はきちんと目に見えるものを出すことが求められる。皆様の協力を得ながら有効

な良いものを考えていきたいのでよろしくお願ひしたい。

4 議 事

(1) 平成21年度宮城県イノシシ保護管理事業実施計画について

部会長：始めに平成21年度宮城県イノシシ保護管理事業実施計画について検討及び評価を行う。9月2日に開催された宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会において本計画の大筋については了承されておりますが、イノシシに係る個々の専門的分野の詳細については本部会に委ねられております。それでは事務局から説明願う。

事務局：資料1, 2, 3により説明。

部会長：対策の個別の質疑の前に、まず、事務局から説明のあった計画全体に対する意見があればお願ひしたい。私から現状認識として1つ伺うが、資料2を見ると平成20年度だけ捕獲が確認されている赤いメッシュがあり、予備知識無しにこれを見ると、これまで捕獲実績が無かった所で捕獲が確認されたとも理解できるがどうか。

事務局：部会長の指摘のとおりであり、例えば57407677というメッシュでは平成20年度しか捕獲が確認されていないが、近くの57407577では平成15年度に捕獲実績がある。また、仙南では平成19年度、平成20年度ともに捕獲実績がある緑のメッシュのほかに平成20年度しか捕獲が確認されていないメッシュがあるが、平成18年度を見るとほとんどのメッシュで捕獲が確認されており、新しく捕獲が確認されたメッシュは少ないと思う。牡鹿半島の1頭は過去にも事例がないようであり、特異なケースだが、それ以外はあまり新しく確認されたメッシュは無い。

部会長：了解した。計画を見ると県の計画と市町の計画から構成されているが、仙台市、丸森町として何か補足説明はあるか。菊地委員からお願ひしたい。

菊地委員：丸森町の計画は資料1に記載されているとおりである。今年度から個体数調整として1年中対応できる体制にしている。平成21年度の捕獲目標は200頭である。また、電気柵の設置推進ということで、その設置面積を当初予定の20haから40haに変更している。こうしたことから、町の単独事業としても費用がかさんできている状況である。県の計画の8ページの資源活用で、処理施設の整備を行う先進地の状況等を把握して施設設置を検討するとしているが、今年度の予定はどうか。丸森町としては捕獲頭数も増えてきており、今月下旬にシカの処理をしている旧河北町を視察する予定である。被害防止計画でも処理施設について検討するとしており、県がどのように考えているのか聞きたい。

事務局：まずは、狩猟者が捕獲物をどのように処理しているのかについて現状を把握したい。また、処理施設については、群馬県や西日本で事例があるようなので、情報収集していきたい。

部会長：次に伊藤委員からお願ひしたい。

伊藤委員：今年度、電気柵ではないが、大倉の白木地区で国庫補助事業を活用して大規模に集落単位でワイヤーメッシュを設置した所がある。以前から指摘されているが、イノシシの防除対策は個人単位で行ってもあまり効果が無いことから、できるだけ集落単位で対応するよう働きかけを行っている。こうした対策について前向きな地区も出始めている。ただし、仙台市のイノシシ対策はまだ日が浅く防除対策が追いつかない状況である。また、仙台市では昨年まで箱わなに限定して捕獲を実施してきたが、捕獲効果が上がらないということもあり、今年度は試験的にくくりわなによる捕獲を実施している。

部会長：被害防除、特に防除柵の設置については、国、県、市町村で経費補助を行うということもあると思う。実施計画によると防除柵の設置については、ほとんどの市町村で補助を行っているようだが状況はどうか。

事務局（農産園芸環境課）：国の事業として、鳥獣被害防止計画策定市町村は、その事業内容に応じて補助を受けており、また、特別交付税が0.8として措置されている。そのほか、市町村ごとに農家に対し補助を行っている状況である。県としては、市町村振興総合補助金で防除柵の設置について1/3の補助を行っている。

齋藤委員：猟具に関して箱わなとくくりわなともに一定の効果はあるようだが、くくりわなによる狩猟は直径が12cm以下に規制が改正された。直径12cmのくくりわなでの捕獲はかなり難しい。前の部会でも話をしたが、もう少し直径を大きくできれば捕獲圧を上げられると思う。

事務局：特定計画を策定するとくくりわなの制限の緩和といった措置も取れるようになっている。その検討のため、現在、わなの種類別の捕獲数を始めとした状況の把握を行っている。その結果を見て緩和の必要性等について検討したい。

伊藤委員：地元猟友会、住民など現場の声として、箱わなは傾向として小さい個体しか獲れない。現場では大きい個体がうろうろしているため、有害捕獲で銃により捕獲してほしいという意見が出ている。ただし、仙台市では被害箇所の付近に人家があることが多く、被害がないところでの有害捕獲はできないため、銃の使用は現実的ではない。そういう意味ではくくりわなの緩和は銃よりは安全面で良いのではないかと思う。わなの直径の規制緩和について検討する必要がある。

部長：箱わなの効果、くくりわなの錯誤捕獲の問題については、かなり経験も必要であり、どういうふう
に実施していくかという問題がある。単に箱わなを使おうということではなく、限られた時間、予算
の中で現場に対する普及としてこういった手段が考えられるのか、仲谷委員に意見をお願いしたい。

仲谷委員：データが無いとなんとも言えないが、基本的な話では1人の猟師が、箱わな、くくりわな、銃で捕獲を行った場合、イノシシの大小は別として、数は箱わなによる捕獲が圧倒的に多く獲れる。箱わなは農家も導入しやすいし、止めさしを猟友会に依頼するとしても農家も取り組みやすいと思う。すべての方法で1年中、捕獲を実施していいと思う。1年中捕獲を行ったとしても、宮城県の場合は、現状ではまだ、増えると考えている。その理由はいくつかある。箱わなでは、生息数の5割から6割しか獲れない。くくりわなは、数が30個に制限される以前の制限がなかった時代に1人が200個ほどかけても全体の半数くらいの捕獲率だと思う。こうしたことから、箱わなとくくりわなでイノシシの数を制限するのはほぼ難しい。1000頭捕獲しているということは、その半分の1000頭取り逃がしている可能性が高い。宮城県はまだ被害が拡大すると思う。もう一つの理由は、捕獲域が広がっているとすれば生息域も広がっているということである。宮城県は、数に固執するのではなく生息面積が広がったら被害が増える、狭まったら減る、生息面積を拡大しなければ現状を維持できるとした方が分かりやすいと思う。現状では、少なくとも生息面積、捕獲面積は減少していない。広がっている可能性があるとなればその分だけイノシシが広がり被害が増える。東北地域のイノシシ捕獲技術は西日本に比べて狩猟者の経験が浅いのでまだそれほど高くなく、また最大捕獲しても半分ほどであるため、今後、被害が広がっていくのではないか。例えば、資料1の1ページで白石市がなぜ被害が少なくなったのかを詳細に分析すべきである。もし、白石市でうまくいっているなら、同じ様な対策を講じれば角田市の被害額を半減させられるかもしれない。また、角田市の被害額が2000万円であれば、仙台市も同じ様な対策、環境であれば2000万円までの被害額に達する可能性がある。丸森町は200頭捕獲し、県内ではかなり多くなっているが、丸森町の生息地と仙台市の生息地の質が大幅に違わなくて、その面積が同じであれば、仙台市も200頭獲れて当然と言える。宮城県のイノシシの個体数は、やがては5000頭から10000頭、むしろ10000頭近く捕獲して安定する可能性があると思う。この現状では、ますます厳しい状況を迎える可能性がある。宮城県の施策の評価としては、被害金額よりも生息面積、捕獲面積で把握、検討する、被害のメッシュ図ができれば、

被害が拡大しているのかどうかなど効果を検証しやすいと思う。被害箇所のメッシュ図を作成することは可能か。

事務局（農産園芸環境課）現状では個体数把握ができない状況なので生息域をメッシュ図に落とすことはできないが、被害であれば市町村の協力を得て落とすことができると思う。

部会長：仲谷委員の発言は、計画の実施に応じて被害の分布状況の把握が重要であるとの話であったが、もう一つ、宮城県の計画では分布拡大の抑止も計画の主眼にしている。仮に計画に拡大の抑止策を記載するとしたらどんな手段があるのか。例えば、同じ捕獲圧をかけるのであれば、分布拡大のフロントにより多くの経費を投入する方が良いと思うがどうか。他の地域などで何か分布拡大を阻止する手段はあるのか。

仲谷委員：非常に難しい問題である。ただいくつかの点に留意しておくことが良いと思う。例えば、牡鹿半島のケースのように直ぐに捕獲することが大事である。また、できるのであれば、メッシュ図の57407677の地域をクリーンアップすることも一つの手段だと思う。特に57407677よりもイノシシを北上させないことが可能なかどうか、検討していくことが大事だと思う。駆除するのであれば、北に追い払うのではなく、河川を利用するなどして北上させない手立てを検討する必要がある。何もしないと57407677付近でも捕獲が多く確認されるようになることもありえる。阻止はそう簡単ではないが、結果を把握するだけでも評価はできる。被害が拡大するようであれば、今の対策では不十分であるなど、事後評価はできる。メッシュで状況を確認することは今後の方向性を考える上で重要で、今後の被害拡大などの大まかな算段もできると思う。あとは相当程度の予算を部会長が言われたような視点も踏まえて投入していく。おしなべて生息密度を下げるのではなく、明確な地域を設定し、地域を分断して排除させていくことが必要である。

部会長：現時点では、抑止の手立てを具体的に実施計画に記載することは時期尚早と考える。もう少し明確に有効な手段が具体的にないと記載しづらいが、現状では難しいと思う。ただし、同じ予算の中でどういう対応をするのか。現場の対応は市町村が判断し、全体の動向は県が把握することによって県と市町村で重点地域を決めて取り組んでいくことも実施に当たっては必要だと思う。次に個別の問題について論議していきたい。まず全体計画についてはこれでよろしいか。

各委員：異議なし。

部会長：事務局から資料3にある狩猟期間の延長について説明があったがどうか。

齋藤委員：1か月間、猟期が延長されたが、現場では不満の声もある。同じ狩猟税を納めているのに猟期はわなだけが延長され銃器は延長されないという意見である。ただ、猟をしている側からすると、銃器の延長が無いほうがやりやすい面もある。というのは、くくりわなはイノシシの通り道に仕掛けるが、犬がかかるトラブルがまれにある。銃猟が無ければその心配はない。狩猟期を延長した部分は良いと思っている。

部会長：狩猟期間の延長については、資料1にあるとおり、従前と同じ対象期間で良いと思う。関連して錯誤捕獲についてどうか。

事務局：くくりわなでの錯誤捕獲は聞いていない。

部会長：錯誤捕獲については山形県でも考えている問題である。イノシシの箱わなにクマが入ったときにどうするかといったことや、箱わなの構造を改良するなどの取り組みがなされている状況で、実際にそのことがどの程度有効かといった点は、今後、出てくると思う。同じく資料3にある特例休猟区については何か御意見は。

伊藤委員：仙台市内は休猟区は無いが、資料を見る限りではある程度の捕獲がなされているようである。休猟区に逃げ込んでいるという話を聞くので一定の効果はあると思う。さきほど、被害メッシュの話が

あったが、資料2の狩猟による捕獲のメッシュに被害地域あるいは有害捕獲の情報も入れると地域が倍になることもあるのではないかと。仙台市で問題になっているのは鳥獣保護区で、被害のメッシュと鳥獣保護区は重なってくると思う。鳥獣保護法上の問題はあと思うが、保護区全部ではなく、例えば被害のフロントだけは捕獲圧をかけられるようにするなどの議論も今後必要になってくると思う。

仲谷委員：宮城県では鳥獣保護区で有害捕獲を行っていないのか。

伊藤委員：鳥獣保護区での有害捕獲にあたっては種々の制限をかけている。鳥獣保護区という性格上、様々な野生鳥獣がいるので、可猟区より条件を制限して、万が一にも錯誤捕獲が生じないようにしている。現実には箱筏なくらいしか設置できない。あるいは何箇月にもわたる有害捕獲の許可期間とするわけにはいかない。いろいろ制約があり、鳥獣保護区で有害捕獲を行っても効果が上がりにくい。

仲谷委員：制度上も運用上も狩猟者等からの不満等が無ければできるのでは。

伊藤委員：できるが、国の指針の中でも鳥獣保護区は可猟区よりも十分に条件を吟味して行うべきとされている。

仲谷委員：もう一つ、特定計画の中では狩猟期間の延長がメインの一つになっているが、それを補完する部分として有害駆除があると思う。被害軽減の力としては狩猟よりも、有害駆除の効果の方が高いと考えた方がよい。そうすると鳥獣保護区についても狩猟制限を緩和するというのではなく有害駆除の運用を弾力的に行った方がよいという考えも可能ではないか。

伊藤委員：仙台市では有害駆除の体制がまだ十分ではない。有害駆除の実績よりも狩猟の実績の方が高い。狩猟圧に頼る部分がある。

仲谷委員：西日本の場合には有害駆除が中心である。有害駆除についてきちんと連携をとってやっていくという状況だと思う。有害駆除をきちんとやることを検討した方がよい。許可権者は県か。

伊藤委員：宮城県では市町村権限であり市町村判断になるが、県の鳥獣保護事業計画の基本的な考え方に沿う部分もある。例えば、その中でイノシシについては、鳥獣保護区についても弾力的に対応していくなどの記載の検討も必要だと思う。個別の市町村だけで判断、対応するのは難しい面もある。

仲谷委員：特定計画の中で農業被害が目標の中心になっているが、特定計画による狩猟規制の緩和以外に、有害駆除をどのようにやっていくのかを農業サイドと市町村サイドで、特定計画で決める部分以外でもっときちんとやっていかないといけない。特定計画で実施する部分よりも、そうした部分で実施する方がメリットが大きいのではないかと。猟友会としてもそうした方がどの部分を担当するなどはっきりするのではないかと。

部会長：鳥獣保護区での有害駆除について制度的には可能だが、現実には市町村で判断するとしても山形県の場合、県の担当と相談しながらやっている状況である。また、迅速な判断が求められるほか、人を急いで手配しなければいけないという課題があり、現場の情報がどれだけ早く把握できるのか、県と市町村の連絡が取れているかが重要である。県と市町村で経験を積み重ねていくべきところだと思う。迅速性からいっても有害駆除を実施すれば相当程度の効果が得られると思う。ただし、人の問題が出てくる。急に確保することはできないため、人材育成が必要である。この件に関して県から何かあるか。

事務局：鳥獣保護区での有害捕獲は、伊藤委員の話のとおりであり、県の有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領の中で、鳥獣保護区での有害捕獲については慎重に対応するよう示している。県として具体的に検討していることではないが、他県の例では鳥獣保護区を狩猟鳥獣捕獲禁止区域という名称にして、「イノシシを除く。」との指定を行っているところもある。イノシシ以外の狩猟鳥獣を捕獲できない地域となる。基本的には鳥獣保護区と同様で、イノシシだけは捕獲できるという区域指定が鳥獣保護法上、認められている制度になっている。関東あたりでそのような指定を行っていると思うが、そうしたことも今

後、検討していかなければならないとの認識は持っている。今回の計画には入っていないが、将来的には鳥獣保護区内の有害捕獲が難しければ、そうしたことも検討していかなければならないと考えている。

齋藤委員：以前は狩猟期間終了後、基本的に2週間経過した後でないとは有害捕獲は許可されなかった。丸森町では猟が終わった時点で、イノシシの個体数を減らすために次の日か1週間あけるくらいで捕獲を実施していた。今は特例休猟区ができたからその必要はないが、特例休猟区ができる前は、猟をやっているとイノシシは鳥獣保護区に入り込んでしまい捕獲できなくなる。イノシシが集まっている時に駆除を行うため有害捕獲の許可を得て行っていたのが実情である。

部会長：特例休猟区、鳥獣保護区については、今後、どのように活用していくのか引き続き検討していく必要がある。計画としての特例休猟区の活用は7ページに記載のとおりで良いと思う。さきほど、仙台市から市街地での銃猟は難しいとの話が出され、そうすると有害捕獲は箱わなにかかってくるが、これに関して最近の状況、改善点、問題点など一般的にどの様なことが指摘されているのか仲谷委員から何か意見はないか。

仲谷委員：箱わなは比較的安全で農家も取り組みやすい。免許が必要などのことはあるが、設置や餌やり、イノシシがかかった場合の猟友会への通報などは農家だけでできる。そして止めさしだけは猟友会にお願いすれば、農家あるいは非熟練者でも協力できる。猟友会の現体制がある今のうちに箱わなによる捕獲の指導等、後進を育ててほしい。また、その中から銃猟を行うなど、猟友会に入ったり、より専門的に捕獲を行う人が出てきてほしい。できるだけ箱わなは広めた方が良い。箱わなは、イノシシが通りやすい場所、動きやすい場所、居る場所に設置する必要がある、畑の真ん中などはあまり良くない。人間もそうだが広場の真ん中を歩く人は少ない。ゴキブリなどの動物も端っこを移動する。そういう所に箱わなを設置する必要がある。場所が大事である。また、上側に林があるところが良い。時期も大事である。今年の5月、6月は入りにくかった。最近になって獲れるようになってきた。四六時中頑張るのではなく、獲りやすい時期に頑張ることも大事である。山のドングリが無くなってから2月までは獲りやすい。わなの餌も今年は糠が良いが去年は駄目だった。山に餌がある時期の糠は価値が下がる。イノシシは箱わながあるのを明確に分かっている。知らないで入るわけではない。あるけれども仕方なく少しずつ入る。イノシシの子どもは警戒心が無いから入りやすい。ただ、箱わなを大きくすれば大きいイノシシが入るものではなく、子どもが先に入って落ちることもある、トリガーの高さの調整を行って、親が入らないと落ちないようにするのも工夫である。ただし、それを待っていたら子どもも獲れないこともあり得る。良い餌として、アルコール類や肉類、フルーツ類も好きだが、肉類はほかの動物が入る可能性があるため箱わなの餌としては避けなければいけない。パイナップルの缶詰、バナナの腐ったようなものもイノシシは大好物である。それぞれ実際に試してみると良いと思う。あとは捕獲したイノシシをどうするのが西日本では深刻な問題である。イノシシ肉を有効利用するとしても生業としては赤字となり難しい。東北で先駆的に一箇所だけなら可能かもしれない。イノシシを食べる文化が無い所では、その文化を作る必要がある。食べて美味しかったら進めればよい。今の状況は獲れるから有効利用しようという流れだが、本来は美味しかったら進めようというのが筋であり、コンセンサスを得る必要がある。地産地消として、イノシシが捕れたら地元で美味しく食べようというような動きの方が良いのではないかと。栃木県足利市では1000頭以上を有害捕獲しているが、200基以上の箱わなを設置していると思う。

部会長：わなもただ設置するのではなく、専門家の情報、意見を共有することがより適切に利用することにつながると思う。こうしたことに関して、県の計画では普及活動についても記載があるが具体的にどの様な取組か。

事務局（農産園芸環境課）：普及についてはイノシシの生態と防除方法のリーフレットの配布を行っている。
今年度は、亶理町で被害がひどいということもあり、会場を同町にして箱わなの設置に関する講師を招き研修会を開く予定である。

部会長：仲谷委員から話のあった資源活用について石田委員から流通経路をつくるなど可能性として何か御意見は。

石田委員：今まで、私が取り組んできた事例ではシカが多い。イノシシはあまり経験が無いが、仲谷委員の話にあったとおり、シカ同様、美味しければ資源活用は進むと思うが先入観がある。だいぶ認識は変わってきているが、なかなかリピーターがいない状況である。美味しく食べる技術が必要であり、その後、地産地消で観光キャンペーン的な取組も良いと思う。実際の狩猟期間のことも考えると、11月から2月の間の寒い時期に食べた方が美味しい。シカにしてもイノシシにしても同じである。あとは情報発信のルートをしっかりすることが大事である。北海道以外でシカがうまく活用されていないのは、美味しさをうまく伝えることができないからである。宮城県で先鞭をつける際には、協力したい。

齋藤委員：丸森町の小斎で流鍋馬が今年で20周年になるが、その会場で猪鍋を提供して10年くらいになる。調理の方法次第でイノシシはシカよりも美味しい。時期にもよるがイノシシ肉は一番おいしい。

仲谷委員：石田委員から話があったが、シカは冬より夏から秋の方がうまいと聞くが。発情期前のシカがおいしいという猟師が非常に多いがどうか。データとしてはあるのか。

石田委員：ある。後で提供する。

部会長：野生動物の肉は最初の処理によって味が非常に変わるということである。特にシカは味が変わりやすい。そういう意味ではイノシシ肉の処理は容易ではないかと思う。宮城大学に検討してほしい。

仲谷委員：今、シカについて話をしたのは、そういった点について実際に調べている事例が少ないからである。イノシシについても話としてはよく耳にするが、本当かどうかは分からない。そうした点は皆さんの活動の中で整理して行ってほしい。

齋藤委員：発情期のイノシシは臭くて食べられない。1月末から2月始めが発情期で交尾したものは食べられない。メスもオスと同様に臭いがする。

部会長：繁殖期に入ると肉質が落ちるようである。有効活用も含めて研究機関や経済学の先生なども入れて組織的に推進してほしい。それでは、この辺で質疑を終了し、この実施計画については了承することとしてよろしいか。

各委員：異議なし。

部会長：それでは、実施計画について了承することとしたい。

（２）その他

部会長：その他、各委員から何かあれば。

井城委員：仲谷委員から、メッシュに被害地を落として管理する方法の提案があったが、サルなどは仮にある地区の生息数をゼロにしまうとよそから入ってくるという事例もあるようである。イノシシの対策としては生息数をゼロにした方が良いのか、ある程度に密度を下げた中で農業被害を下げた方が良いのか。イノシシの場合は密度を下げた場合、サルなどよりはその状態を維持しやすいと考えて良いか。

仲谷委員：イノシシの方が維持しやすいということはない。サルの方が群れで行動するし対策はとりやすい。イノシシはいったん生息数をゼロにしてもまたよそから入ってくると思う。宮城県の場合は、いない所に生息域が広がっているようなので、これ以上広げない、その拡大を防ぐことが大事だと思う。イ

ノシシの数を減らすために何が一番良いかという点、捕獲することではない。極端に生息数を下げることが無いとすれば、生息面積が広がらない対策を取ることが大事だと思う。それができないとすれば、被害がどの様に増えていくのかを予想する。農業被害の軽減が目標であれば、農業被害地域のメッシュ図を作った方が良いと思う。メッシュ図で管理して被害が減少した市町村があれば、そこをきちんと調査すべきである。そしてその取組は、ほかの市町村でもできることなのかを検討する。他の市町村ではできないこともあり得る。逆に農業被害が増えたのであれば、それもよく調査すべきである。宮城県全体で農業被害が増えたということだけでなく、地域ごとにどうなのかという分析が必要である。データがあれば次の一手をうちやすい。最悪の場合の予想も立てやすい。また、箱わなについては、直径30cmのクマスルーを利用すればクマの錯誤捕獲は無くなるという話もある。くくりわなの制限については、12cmは良くて13cmはなぜ駄目なのか環境省に聞いてみてはどうか。部会長は理由をご存じか。

部会長：聞いていない。

仲谷委員：ある県のクマの手を計測したら12cmだったからという話を耳にしたことがある。12cmだったから何パーセントくらいの錯誤捕獲は無くなるのかなど根拠が必要と思う。わなの直径についての根拠なども地域ごとに考えていくべきではないか。

齋藤委員：イノシシのくくりわなの直径をもう少し大きくすれば、捕獲率が向上すると思う。

部会長：私は環境省の環境技術研究の一環としてクマに関する技術開発を行っている。ふだん、我々は現場の対策に追われてデータをとることが難しい。その中でもいろいろな調査は行っているが、各地域で使うわなのサイズもバラバラで一般的な部分が見えない。有効な捕獲手段、防除手段を見出すのは難しいが研究者の責任を負うところも大きいと感じる。環境省の技術環境の予算があるのでそういったところも研究していきたい。また、仲谷委員の話にあったように情報収集が大事であり、分布拡大阻止のための手段として参考になる事例がある。マンガースの生息が拡大しているところで、毎年の出没情報、被害情報を詳細にメッシュに落とし、新しくマンガースが入ってきた地域あるいは付近のメッシュの状況を前年と比較し、入ってきた要因を考え、次に進出する地域を予測してわなを仕掛けるというような取組を行っているところもある。私も宮城県から過去のイノシシに関するメッシュを入手して同様に予測ができないか検討したが、メッシュが粗いためそれができなかった。もっと細かいメッシュがあると予測を立てることができると思う。

部会長：それ以外に何か御意見は。

各委員：特になし。

部会長：事務局から何かあるか。

事務局：部会については特に無いが、本日、現場でイノシシ対策を行っている市町の担当者が出席しているので、部会終了後、意見交換の場を設けたいがどうか。

委員：異議なし。

部会長：それでは、これで議事を終了し、進行を事務局にお返しする。

事務局：以上で宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会を終了する。